

民間資金等活用事業推進委員会  
優先的検討部会  
第1回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第1回優先的検討部会  
議事次第

日 時：平成28年9月27日（火）9:27～11:25

場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 優先的検討部会の進め方について
- (2) 優先的検討の運用上の課題と対応について
- (3) 優先的検討規程の策定状況のフォローアップについて
- (4) その他（報告）

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻より若干早い時間ではございますけれども、皆様おそろいですので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第1回優先検討部会」を開催させていただきます。

私は、事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております、森と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

また、お忙しい中、皆様に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この部会なのですけれども、配付資料の確認は省略させていただきたいと思いますが、参考資料1-1にありますとおり、また後ほども説明させていただきますが、優先的検討規程の確実な策定を図るということと、優先的検討規程の運用の適正化を図るためということで、去る5月12日の第41回民間資金等活用事業推進委員会において、設置されたところでございます。

本部会に所属します、委員と専門委員の先生方につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令の第4条第1項の規定に基づき、参考資料1-2の優先的検討部会構成員名簿のとおり、石原委員長から御指名をいただいたところでございます。

また、部会長につきましては、同条第2項の規定に基づき、石原委員長から根本委員が御指名を受けられているところでございます。

それでは、委員と専門委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

根本祐二部会長でございます。

小幡純子委員でございます。

北詰恵一専門委員でございます。

下長右二専門委員でございます。

横山幸司専門委員でございます。

本日は、構成員5名、全員の方の御出席をいただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について、1点、御連絡をさせていただきます。いろいろ資料をつけさせていただいておりますけれども、一番下に席上配付資料というものがございまして、これは調査票案なのですが、こちらにつきましては、調整段階の資料であるということで、ほかのものは公表なのですが、これは非公表ということにさせていただきたいと思っております、

それでは、まず議事に入る前に、審議官の木下から、一言挨拶をさせていただきます。

審議官、よろしくお願いいたします。

○木下審議官 内閣府の審議官の木下でございます。あわせて、PFI推進室長というものも拝命しております。

委員の皆様、お忙しいところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

厳しい財政状況の中で、効率的に公共施設の整備を進め、かつ新しい事業機会の創出も図るという意味では、PPP/PFI、こういったことの推進というのは、非常に大切なことだと

政府全体で考えているところです。

そのため、公共施設の管理者が何かをするときには、まずPPP/PFIができないかといったことの検討してもらうようにということをお願いしております、それを受けて、27年末には、PFI推進会議として、指針を定めまし、本年度末には、20万人以上の地方公共団体で、優先的な検討規程が定められるということになっております。

本部会では、この規程がちゃんとそれぞれ定められるかという進捗状況の確認とあわせて、適切な運営のための手引というものの作成について、御検討いただくために、皆様、それぞれ各分野で御専門の立場で、それぞれ御意見をいただければと思います。

年内を目途に取りまとめというスケジュールを勝手に考えておまして、皆様、お忙しい方がいらっしゃるの、重々承知でございますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

と申し上げまして、最初の挨拶といたします。ありがとうございます。

○森企画官 それでは、以後の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○根本部会長 改めまして、部会長を拝命いたしました、根本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先生方には、専門的な観点から、活発に御議論をいただきたいということと、本部会の円滑な運営に御協力くださいますよう、あらかじめお願ひをいたします。

それでは、本日の議事に入る前に、部会長代理を指名させていただきます。

民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりますと、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。

部会長代理は、小幡委員にお願いをしたいと思ひますけれども、小幡委員、よろしいでしょうか。

○小幡委員 はい。特に事故がないものと思ひております。

○根本部会長 事故はいつあるかわかりません。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

事務局から、資料1に基づきまして、これまでの取り組み、優先検討部会の進め方を御説明願ひます。

○森企画官 それでは、資料1に基づきまして、御説明させていただきますと思ひます。

まず表紙をおめぐりいただきまして、目次の「1. 優先的検討の仕組みの構築に向けた取組」というところと「2. 優先的検討部会の進め方」というところまで、御説明をさせていただきますと思ひます。

まず「1. 優先的検討の仕組みの構築に向けた取組」というところでございます。

こちらおめぐりいただいて、4ページ目になるのですが、皆様には釈迦に説法の方もいらっしゃるのですが、まず今、なぜ優先的検討の仕組みを導入して頂くかという

ころで、導入の背景について、簡単に御説明をさせていただきます。

先ほど審議官の木下からの挨拶にもありまして、今、厳しい財政状況の中で、政府では、経済財政の一体改革ということで、国と地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指しているというところもありまして、そのためには、民間のビジネス機会を拡大することが必要で、そのための1つの手法として、多様なPPP/PFIの手法を拡大していくことが必要だと我々としても考えていますし、政府としてもそういう方針になっております。

そのために、PPP/PFIの手法が適切かどうかということ、まず最初に整備を行う前に、従来型と比較して、優先して検討する仕組みを導入していただくということで、目標として、4ページ目の下に書かせていただいているとおり、各省庁ですとか、人口20万人以上の地方公共団体で、こういった優先的検討規程というものを、今年度末までに策定をしていただくという目標を掲げているというところがございます。

5ページ目なのですが、これまでの経緯と今後の整備の予定というところがございます。

先ほどの背景によりまして、(1) 優先的検討指針、これは昨年12月15日に、優先的検討規程を策定する際に、抛るべき準則として、政府が定めたものということで、策定しております。

それに基づきまして、(2) 優先的検討規程策定の手引というものを、内閣府で今年の3月に策定しております。指針の解説ですとか、優先的検討規程のひな形ですとか、後ほど説明させていただきますが、簡易な検討というものを求めているのですけれども、エクセルで数値を入れれば、すぐに計算できるといったものも策定をしているというところで、これも参考資料にこの指針ですとか、手引をつけさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

(3) は、先ほど申しました、優先的検討規程ということで、こちらは地方公共団体ですとか、事業を持っている各省各庁にそういった優先的検討規程を28年度中につくっていただくというところです。

その下に(4) 優先的検討規程運用の手引ということで、平成28年度中策定予定ということで、これは、優先的検討規程をつくるのはいがちゃんと運用がなされるようにということで、運用する際に参考となるものとして、内閣府が策定するものということで、こちらは、この部会でも議論をしていただきたいと思いますと思っているものでございますので、後ほど説明をさせていただきます。

(5) ガイドラインというものでして、これは、事業所管大臣が策定できるということになっているものでございます。

続きまして、6ページ目の優先的検討の仕組みの構築に向けた取り組みの全体像というところがございます。

こちら、上の表で、策定への取り組みというのと、運用への取り組みと分かれて書かせ

ていただいておりますけれども、優先的検討規程策定への取り組みということでいきますと、まず今年度上半期に、主に地方公共団体向けということではありますが、全国で説明会を実施しております。後ほど説明させていただきます。

今後、下半期につきましては、策定状況のフォローアップということで、策定状況の見える化、どのくらいの団体がつくって、さらに今後、どのくらいの団体で、いつつくるかということフォローアップしていくということでございます。

運用への取り組みということでいきますと、優先的検討運営支援事業の実施ということで、こちら、まだ始めたところですが、後ほど説明させていただきますが、自治体に支援をしているというところでございます。

その中で、この部会ですとか、全国の説明会ですとか、こういった支援事業の関係で、運用に当たっての課題を抽出して、運用の手引を策定したいと思っております。

さらに来年度以降は、継続的に運用状況の確認をしていくということをしていきたいと思っております。

7ページ目が、先ほど申しました、全国説明会の実施状況についてでございます。

これは、6月下旬から7月上旬、中旬にかけて、全国9カ所で説明を行っております。参加の地方公共団体が全国で232という、大変多くの団体に参加をしていただいたと思っております。このうち、人口20万人以上の参加率が87.3%ということでもあります。

右側が策定状況についてということで、まだこのときは、6月、7月なので、策定済みというのはまだわずかであったのですが、策定中が15%、これから策定しますというところがほとんどを占めておまして、さすがに策定しないというところはゼロですが、中間フォローアップをしていきたいと考えているところでございます。

8ページ目の支援事業についてです。

こちらは、7月に支援の決定をしておりますけれども、支援対象の地方公共団体として、小金井市、松本市、富士市、上越市、福井市を選ばせていただいております。こういったところで、ヒアリング等を行いまして、課題について、抽出をしたいと考えているところでございます。

以上がこれまでと今後の取り組みについてございまして、その次に、この優先的検討部会でどう進めていくかというのが、次の2番でございます。

10ページ目になりますけれども、こちらは、先ほども言いましたけれども、優先的検討部会の設置というのは、平成28年5月12日とありますが、PFI推進委員会でこれが決定をされたというところでございます。

調査審議項目として、優先的検討規程の策定ですとか、運用状況のフォローアップ、コンセッション等の評価方法について調査するなど、規程の運用の手引の策定というところが主な調査審議項目というところでございます。

実際、どうしていくかというところは、11ページ目に記載をさせていただいております。

スケジュールですが、今、検討部会は4回を予定しております。

ほぼ1カ月に1回というところでございまして、本日は、進め方と運用上の課題という点と規程の策定状況のフォローアップについてということで、進めていきたいと思っております。

次の10月、これはもう10月27日に決まっておりますけれども、こちらは、運用の手引の骨子というところまで示させていただいて、先進自治体の取り組み等についても、紹介できればと思っております。

第3回の部会では、運用の手引の素案までつくらせていただきまして、さらに今、10月にアンケートを発出しようと思っておりますけれども、そういった結果を踏まえた、規程の策定状況を踏まえたフォローアップにつきましても、御議論いただきたいと思っております。

最後、第4回の優先的検討部会で、運用の手引の案を策定したいと思っております。その4回で、部会としての案を取りまとめまして、その後、PFI推進委員会の親委員会に報告を考えておりまして、それを踏まえて、1月には運用の手引ということで、発出をして、さらに全国の説明会等も実施していきたいと考えているところでございます。

12ページ目ですけれども、本日、御議論いただきたいポイントとしましては、2点ありまして、1点目が優先的検討の運用上の課題と対応についてという点、2点目が策定状況のフォローアップ方法についてということで、説明は後ほどさせていただきますけれども、本日は、この2点について、御議論をいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

具体的な議論は、3と4の御説明をいただいた後に行います。その前提としての経緯なり、概要の御説明をいただいたところでありまして、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がありましたら、お願いいたします。

特にないようでしたら、後ほど議論の中で、また振り返って御説明いただくことも可ということで、とりあえず御質問については、これで終わらせていただきます。

それでは、3以降について、事務局から御説明をお願いします。

○森企画官 そうしましたら、続きまして「3. 優先的検討の運用上の課題と対応について」ということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

14ページ目をお開きいただければと思います。こちらは、まず優先的検討プロセスの全体像及び論点の抽出ということで記載させていただいております。

こちらの左側のフローチャートが優先的検討のプロセスということで、指針ですとか、策定の手引で示しているものでございます。

プロセスとしましては、まず当然ですけれども、手法導入の検討の開始というものがありまして、その後は、対象事業の選定というものがありまして、対象であれば、適切なPPP/PFI手法の選択というものを行いまして、その後、簡易な定量評価、詳細な定量評価、手法導入とありますけれども、こちら、評価を省略するものと省略をせずに評価を行っていくものと分かれていますのですが、この中で、簡易な定量評価を行っていくというものに

については、先ほどエクセル表という話をさせていただきましたけれども、まずはそもそも検討に値するかということを一且フィルターにかけるという意味で、簡易な定量評価を行っていただく。その後、詳細な定量評価を行って、やる、やらないということ判断して、やるということであれば、手法導入ということで、一方、従来手法のほうが有利ということであれば、PPP/PFIは不採用ということで、不採用になったのであれば、それはそれで理由を付して、評価結果の公表をしていただくという流れになっております。

その中で、全国説明会を行ったときに、いろいろ質疑応答もありましたし、アンケートもさせていただいたのですけれども、その中から、我々としては、論点1～6という課題の抽出をさせていただいたというところでございます。

後ほど詳しくは説明させていただきますけれども、1つが庁内体制で、1つが対象事業の考え方、さらに適切な手法の選択ということでの観点、あとは簡易な検討表の数値の設定という観点で、またコンセッション事業等の検討方法といった観点、あとは公表という意味も含めてPDCAサイクルといった観点、この6点ということで、整理をさせていただいたところです。

それでは、1つずつ説明させていただければと思います。

まず15ページ目、論点1、庁内体制というところでございます。

我々は実効性のあるPPP/PFI手法を優先的に検討するためには、庁内の部署ごとの役割分担ですとか、連携が非常に重要だと思っております。

ただ、昨年度もアンケートをとらせていただきましたけれども、人口20万人以上の地方公共団体でも、70%はそういった事業手法を検討するような体制を設けていないという結果が得られているところでございます。ということで、運用の手引策定に向けた考え方ということで、そういった体制が整っていないような地方公共団体に対しては、庁内体制を構築していただくというのが望ましいと考えているところでございます。

そこで、今、考えているのは、先進的に取り組んでいる地方公共団体について、今もヒアリングを進めているところではあるのですけれども、ヒアリングを実施して、こういったことでうまく進んでいますといった参考事例を示すといったことですとか、実効性のある優先的検討を行うに当たってのポイントですとか、留意点、そういったことを示していければと考えております。

例を挙げますと、あるところでは、事前に担当の部署と取りまとめ部署が協議をしないとそもそも進まないという仕組みにしているところもございまして、そういったところに詳細にヒアリング等をしながらか、どういったことが望ましいのかということを示していければと考えているところでございます。

続きまして、論点2は、対象事業の考え方というところでございます。

今、指針ですとか、策定の手引では、事業費で基準を考え方として示しているところでございます。事業費の総額では、10億円以上の公共施設整備事業、これは建設等を行うものに限るというものです。または、単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業、こ

れは運営のみを行うものに限るとしてはありますが、そういったものを優先的検討の対象としているというところがございます。

趣旨は、全事業としてしまった場合は、さすがに形骸化になるのではないかとということもありましたので、設けているというものでございますけれども、必ずしもこれ未満のものが排除されるわけでは、もちろんないというところがございます。なので、我々としても、公的負担の抑制というものもありますので、そういった上記の基準未満のものでも、優先的検討を行うべき事業分野があれば、そういったところをお示ししたいということを考えているところがございます。

論点3でございます。適切な手法の選択いうところがございます。

こちらの適切な手法の選択では、策定の手引において一応フローチャートで示しているところなのですが、実際にどれを選択しようかということで、自治体の方も悩むケースも多々あるというところで、その手法を選択する際に、基本的な考え方を示すといったことですか、事業分野ごとに採用されることの多い事業手法ですか、特徴を参考事例とともに示したいと考えております。

ここに表を載せさせていただいておりますけれども、これはまだ関係省庁と協議を行ったものではないということで、あくまでもイメージということをお承知おきいただければと思います。

18ページ目が論点4の簡易な検討表の数値の設定というところがございます。

こちらにつきましては、一応エクセルシートで、策定の手引のときにお示しさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、数値の設定の考え方、1回つくってはいるのですが、特に第三者への説明のためにもさらにもっと精緻に合理的に説明することができるようにすることが重要だと考えておまして、今、我々で考えておりますのは、例えば事業分野ごとに費用の削減率ですか、割引率ですか、そういった数値の傾向を示すといったことを考えております。

そのために、実際にPFIを実施した地方公共団体に対して、費用削減率ですか、割引率ですか、そういったものをどのように算定したのかということをお聞きしたいと考えているところがございます。

19ページ目の論点5でございます。こちらは、コンセッション事業等の検討方法というところがございます。

コンセッションにつきましては、アクションプランの中でも、積極的に今後活用していきましょうということとしているところがございます。そのため、優先的検討の段階から、できる限りコンセッション事業ですか、収益型事業について、検討を行うことが重要だと考えております。

そのために、今、簡易な検討では、なかなかコンセッション事業は事例も少ないということもありますし、民間の収益の関係もありますので、数値の設定がほかのものよりも難しいというところもありますので、そういったところで、検討方法ですか、留意点です

とか、そういったところを示していければと思っております。

さらにコンセッション事業ですとか、収益型事業ですとか、そういったことを行うことが親和的な事業分野といったものをできれば示して、これも検討すべき事項ですとか、留意点等を示していければと思っております。また、さらに事例等も示していきたいと思っております。

こちら右側にこういった形で、これもイメージでして、言葉自体は我々が勝手につくってしまったものですので、関係省庁とも調整をしないで、あくまでもイメージということで、ごらんいただければと思うのですけれども、こういった特徴ですとか、検討事項、参考事例など、そういったものをこういった形で示していければと考えているものでございます。

続きまして、最後に論点6というところでございます。PDCAサイクルというところでございます。

こちらは、実効性のある優先的検討を実施するためには、優先的検討が効果的に行われているか否かというのを評価していくことが必要だと考えているところでございます。

そのために、PPP/PFI手法導入に適しないと判断した場合は、公表をしていただくとしておりますけれども、ただ公表して終わりということではなく、例えばの話ですけれども、第三者機関によるチェックというのが働くことが重要であるということで、そういったことをポイントで示すとか、参考となる事例を紹介させていただいて、実効的に優先的検討を運用するためのポイントを抽出していきたいと考えているところでございます。

一応我々として、考えた課題、論点は以上の6点でございます。

説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

フォローアップはこの次に別途説明していただくということですね。

○森企画官 別途いたします。

○根本部会長 わかりました。

それでは、論点につきまして、御説明いただきましたので、御質問、御意見等をお出しください。いかがでしょうか。

論点がせっかく分かれていますので、論点ごとにごらんいただいて、最後に6つの論点に含まれないような、新しい論点ということがあるのではないかという御指摘があれば、いただければと思います。

まず論点1の庁内体制について、いかがでしょうか。

どうぞ。

○北詰専門委員 論点1についてなのですが、まだ具体的な代案があるわけではないのですが、気になるのは、地方自治体がこういったことをやったときに、庁内体制が困るといったときに、首長さんがトップダウンで進めるといっているケースの地方自治体と、首長さんはそれほど御関心のない中で進めていくケースで、かなり庁内体制の実効性が違って

くると思うのです。首長さんがやると言われたら、全庁体制で、比較的容易に進むということがよくあるわけですが、一方で、そうでない場合は、普段、当該の事業をやるに当たって、連携した経験がないようなところと組まなければいけないといったときに、どこがどこと組まなければいかぬという話が出てくるだろう。

一方で、PPP/PFIとは関係なく、何らかの事情で、別のプロジェクトで連携した経験があるようなケースであれば、かなりスムーズにいくであろうというのは、現実に見られるケースだろうと思っています。その辺をより実効性が高い形で、考え方に盛り込めればいいのだろうというところまではわかるのですが、具体的にどう盛り込むかについては、お時間をいただければと思います。

余計なことですがけれども、前半戦の首長さんがトップダウンでといった場合は、逆に例えば首長選挙があって、おやめになられて、後退した途端にその体制が全部崩れるということも、これまたよく経験していることですので、それに対する議論も露骨にここで書くかどうかは別として、頭の片隅に置いておく必要があると思います。今のところ、まだ意見でございます。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小幡委員 庁内体制の整備は、確かになかなかこういう体制があるところは少ないと思いますが、これは最初の前提ですが、全て人口20万以上の地方公共団体ということで考えてよろしいのですか。

○森企画官 現時点はそうです。

○小幡委員 人口20万以上とはいっても、自治体で非常に差があるのが現実で、今、北詰専門委員がおっしゃったように、首長さんにもよるといのが現実だと思うのですが、どのように整備するにせよ、いろいろな部署の体制がありうると思うのですが、自治体は、どちらも人員削減の状況なので、なかなかこれに振り向けるということは難しいので、部署はどのような名称でもよいのですが、要するにこういうことに関心を持ってくれる人を育てるということしかないと思うのです。

そこで、大事だと思うのは、参考事例でして、結局取っかかりというか、どのようにやってよいかわからないと、怖くてなかなか自治体さんも取り組み難いというところがあるので、現実にこういうふうに行っている事例を示すのは、私も非常に大事だと思います。この参考事例であれば、自分のところも似たようなことができるかもしれないということで、まず腰が上がらないと、部署的にどういう組織の名称がつけられようと、結局はできないと思います。したがって、いかにも自分のところでもできそうなものがあるということ为例として、わかりやすく示す。抽象的だと、そこを調べるのはまた大変ですから、自分のところで行えるかどうかを参照しようという気にもなかなかならないということもあるので、そういう意味で、非常に具体的に実現できそうな形で提示していくというところ

ろが一番大事だと、思いました。

○根本部会長 どうぞ。

○横山専門委員 ぜひ内閣府さんにお聞きしたいのですが、段階的には、だんだん20万人以下の全規模の自治体に普及していくという方向性をお考えですか。

○森企画官 今、20万人以下のところにつきましては、こういった規程を策定することが望ましいという形にさせていただいていまして、とはいっても、いきなり全部の自治体というのも、なかなかあれですから、まずは20万人以上にさせていただいていまして、その後につきましては、20万人以上の策定の状況等を勘案しつつ、この場でも議論していただいた上で、我々としても、方向性を決めていきたいと思えます。

○横山専門委員 なぜお聞きしたかという、私は、今年度、内閣府さんに御支援いただいて、淡海公民連携研究フォーラムを立ち上げたわけでございますが、国のお立場から、まずは都道府県庁、20万人以上の県庁所在地、そういうようなところから進めていくというのは、当然のセオリーだと思えます。

しかし、実際、私は、普段泥臭い中小規模の自治体をかけずり回っているわけですが、大規模な自治体ほど、動きが鈍かったりします。それは庁内のコンセンサスがなかなか難しいところがあって、むしろ中小規模の市ですとか、そういったところのほうが全庁体制はとりやすいという場合も多いわけです。

そういうふうを考えていきますと、やがて私は全規模に普及していくのが望ましいと思っておりますけれども、そうした自治体の数からしても、多くの割合を占める中小規模において、そうした先進地のモデルを示していくことが、大きな参考になるのではないかと考えます。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 私はいろいろPPP/PFIのアドバイザーをしておりますが、今回、優先的検討規程というのは、これまで当たり前のように従来方式をしていたものを、どこかのタイミングでPFIとか、PPPを考えようということを進める制度だと思っております。いかに実効性を高めるかという点が重要だと思えます。

体制については、今までの実状から申しますと、いわゆる優先的検討の中で、簡易な検討といわれている、我々からするとプレ可能性調査みたいな感じのものでございますけれども、その段階は、多くの自治体の場合、企画部署、首長さんに近い部署が行っていると思えます。実際に詳細な検討という段階になると、具体のPPP/PFI導入可能性調査に近い内容ですので、担当部署が行われていると思えます。当該市の全体的な政策を担当している部署から、具体の実行部署に役割を渡していく流れがあると思えます。

今回、優先的検討の考え方で、すばらしいと思ったのは、プロセスの中で、個別の施設毎の検討だけではなくて、全体の総合管理計画の中で検討してはどうかといったところを入れていただいた点です。これまでPFIは個別の施設ごとに導入について検討していたのが、網羅的にやってはどうかというところが新しい視点だと思えます。そういう点からす

ると、この庁内体制のところについては市の政策レベルで、網羅的にPFI/PPP導入を検討するという段階を想定して、検討していく必要があると考えます。さらに個別の事業が進む段階で、どういう体制にしたらいいのかということで、プロセスの中で、少し体制が変わっていくことも考えられると思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

論点1については、以上の感じでしょうか。どこが担当するかというよりも、その担当は何ができるかという権限を詰めていかないと、多分意味がないです。もともとアンケートで、事業手法を検討する体制を設けていない体制は、どう理解されたのだろうかというのが気になっていて、どんな自治体にも、PFIの担当部署はありますね。あることになっていきますね。そういう意味では、検討する体制は設けられているはずなのだけれども、設けられていないということは、単に事務の担当をしているだけで、何の権限を持っていないという意味なのだろうと思うわけです。

そうすると、では、どういう権限がないと、実効ある体制にならないのですかということ、聞いていくプロセスが合ってもいいかと思うのです。だから、成功事例の先端を聞くというのも大事なのだけれども、全然そこに至っていない、70%にどういう権限があるかあなた方であればするのですかということ聞いていくのがすごく大事です。

そういう意味では、後ほど御説明いただきますが、アンケートの中に、調査票ですが、問5とかに、庁内体制で、例えば事前協議制度を設けますとか、そういうことが聞かれているので、この辺とリンクさせて議論する。事前協議制度をつくるのが望ましいといえ、それはそれで、すごくいい答えになると思うので、担当を1つ設けてください程度では、余り意味がない。そこに何をさせるか、どういう権限を持たせるのかということの議論を同時にすることによって、論点1の答えが出てくる感じがいたします。

最後に、下長専門委員がおっしゃったような、網羅性というのがすごく大事なことなので、結果的に各担当部署が詳細調査をする権限を今までどおり持っている、そこでノーと言えば、それで終わりなのだというのだったら、今まで変わらないのです。だから、詳細調査も含めて、検討も含めて、その担当部署がしっかりとイエスといわない限り、公共事業で、直営ではできないという、そういう縛りが必要なのだろうという気がします。いずれにしても、権限というのがキーワードだと思います。

それでは、論点2について、いかがでしょうか。

どうぞ。

○小幡委員 この事業費については、PFIの親委員会でもよく議論になる話で、結局、一種のテストというか、なじむかどうかのテストを全事業でやるというのは、確かに現実的ではなくて、余りにも大変だという感覚があるので、ある程度のところで絞るというのはやむを得ないと思うのです。

ただし、例えば10億に少々欠けるとか、1億に少し欠けるとか、幾らでもそういう類のものはあって、どの程度というか、これは一種のどこかで線を引いたほうがよいかという

ことで、10億と1億というのが出ているに過ぎないわけであって、例えば8億でも、よりなじむものは幾らでもあるかもしれない。したがって、そこの表現の仕方として、今度は、事業分野という、対象分野でもアプローチしていくという必要性はあると思います。

そのときに、この事業分野では必ず優先的検討をやれということになるわけですが、この金額に満たない場合にも、この事業であれば必ず検討せよという、そういう聞き方になるのですか。そこのところの書きぶりだと思うのですが、これに満たない場合でも、こういう事業については望ましい。それぐらいのほうが良いのか、そうでないと、逆に事業を提案しにくくなってしまうという、そこら辺の兼ね合いだと思っています。

○根本部会長 先に御意見を出していただきます。

○北詰専門委員 事業の総額というか、金額で切るということの意味は、私なりの理解は、実際にこれを始めたときに、民間企業にとって、魅力あるマーケット規模なのかという、余り小さい事業だったら、やっても民間企業は魅力がないのでという理解で、金額も総額で切ったのだらうと考えておりました。

本来は、高いバリュー・フォー・マネー比率が期待される事業が、基本的には対象事業ですね。ただ、この段階では、まだバリュー・フォー・マネーが期待できるかどうか、計算する前なのでわからないので、それにかわる代理指標は何かないかということで、ここに書かれているのだと理解すると、この優先的検討を行うことが望ましい事業分野を示すという、16ページの最後書いてあるものの、望ましい事業分野を選ぶ基準がこれまでの事業経験の中で、高いバリュー・フォー・マネーが期待できて、例えば民間のノウハウだとか、そういうものが発揮されやすい事業とか、そういうものの基準で示しておけば、あとは、10億円だの、1億円だのは目安ですという記載しておけば、少し目先の効いた自治体だったら、わかっていただけではないかと思います。

以上です。

○根本部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○下長専門委員 対象事業の考え方のところは、本来全部対象といたいところですが地方自治体の負担を配慮して金額基準を設けたという趣旨だと理解しています。どこまで議論を戻っていいのかわかりませんが、私としては、全数を基本にした上で、本当に簡易でいいので簡易検討は行って欲しいと考えます。

PFI/PPPの実施上、金額が一定規模であれば、今、北詰先生からも意見がありましたけれども、民間側のビジネスとしての魅力が低いとか、あるいはPPP/PFIとすることで発生する固定的な費用が幾つかある中で、それがVFMで吸収できないだろうというところがあるので、おおよそ10億円とか、年あたり1億円未満であれば、従来方式というものも有力な手法になりますということで、手法選択のところで判断する基準とすれば良いと考えます。検討対象の入口のところで金額基準を使うのではなくて、手法選択のところで金額基準を使うということができないかと思います。検討自体は全数行うこととしたほうがわかりやすい

というのが、ここの対象事業の考え方についての私なりの考えでございます。

○横山専門委員 私から、3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、今日は、各省庁の方がいらっしゃっているのですか。そうであれば、文教施設ですとか、各省庁の施設担当者が、来られていると思うのですけれども、実際は、私の今年の研究テーマに掲げているのですが、今、国の政策として、国交省さんなどが中心となって、小さな拠点の整備というものが進められています。いろんな分野の公共施設を集約していくということが今、地方自治体に求められています。特に過疎が進んでいるようなところにおいては、喫緊の課題であるわけでありまして。

そうすると、これは文教施設だからとか、何とか分野だからとか、各省庁とか、あるいは自治体の中の各課の縦割りで物を言っている場合ではないわけです。そうすると、複合施設とか、そういうことを考えていく。先ほど網羅的とか、庁内体制の話もありましたけれども、全庁的にこのまちづくり、小さな拠点ということを考えていくと、事業ごとに示すのもいいですが、そうした小さな拠点の例として、こうだということも示していく必要があるのではないかと思います。

今のことに比例して、2つ目でございますけれども、私は一方で、社会教育学も専門としておりますが、社会教育施設などは、非常にPPPに対する誤解と偏見が多くて、例えば図書館などで、ある民間企業との連携事業が頓挫したようなときに、そのことをもって、全てのPPPを否定するような風潮があります。その自治体では、それ以降、一切の社会教育施設において、絶対にPPPの導入はだめだということになってしまうことが結構あるのですが、こういう誤解は解いていかなければいけないと思います。

特にその分野の専門家という方ほど、PPPに対する専門知識といいますか、正しい理解なしに、ただ反対するということが結構ありますので、そういう専門的な分野こそ、誤解を解いていく必要があるのではないかと思います。

それから、10億円のことでございますけれども、皆さんおっしゃるように、膨大な調査資料をつくって、どれだけ利益が上がるのかという、そういうようなお話もあると思うのですけれども、ここは手続の簡素化ということも、これまでも御努力されてきたわけでございますが、よりそうしたものの手続を簡素化していく、書類を簡素化していくという努力を私どもも含めて、これからも検討していかなければならないと思います。

3つ目ですが、10億円というのは、1つの分岐点になっておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、実際、地方自治体は、小規模自治体においては、数億円規模の案件が結構あるのです。先ほどの小さな拠点の場合でも、例えば公民館のリニューアルをしようとしたら、数億円規模です。そういったところにPPPを投入するというのは、実は一番需要があると思っています。そういうところに向けて、どう働きかけていくか、10億円というのは、1つの目安だと思いますけれども、それ以下の規模についても、やっていくのだということを出していくことが必要と考えます。

○根本部会長 10億、1億になった理由を御説明ください。

○森企画官 これは、事業費の基準をすでにつくっている地方自治体が幾つかありまして、それで、多くの自治体が10億、1億という基準を設けていたことから、この規程をつくったときには、そういう整理でこういう基準をもとに、つくらせていただいたというところでございます。

○根本部会長 皆様からの御意見は、それぞれそのとおりだと思うので、事務局で取りまとめてください。

私から指摘しておきたいのは、事業費の定義がすごく曖昧で、今までの導入可能性調査だったら、LCCで計算しなさいとなるわけですけれども、このレベルでどこまで事業費を捕捉できるのかという、特に単年度事業費の1億円は、運営の person 費が入っていないケースとか、あるいは減価償却費が入っていないケースが山ほどあって、それによって、もう10倍ぐらいすぐに違ってくるということなのです。なので、ここは事業費としては、その事業を行う上での総費用なのだとということをしっかりと明示するということが大事だと思います。

対象事業としては、例外規程というのがあるんですけど、これは指針の中にあるのですけれども、ちょうど10億、1億の下のところを書いてあるわけですが、論点に入っていないんですが、委員の皆様のおさらいとしていうと、既に導入が前提とされているもの、市場化テストの導入が前提とされているもの、この2つはいいです。3番目が民間の行うことが法的に制限されているもの、4番が災害復旧と緊急の必要があるものとなっていて、結構1億、10億よりも、例外規程をある意味悪用するというのでしょうか、拡大解釈することによって、優先的検討の対象から外せるように理解をしているところがまああるということなのです。

私自身が経験している中では、1つは、既に導入されているという意味では、指定管理者で、外郭団体に出しているからいいでしょうとあって、そうすると、ここでいうPPP/PFI手法というのは、一体何なのだ。指定管理者を含むと書いてあるけれども、利用料金制で民間企業に出すという場合を数字目標でカウントしているわけですが、そこまでいっているのか、あるいは全て指定管理なら良いとしているのか。ここのあたりが大きな分岐点となります。

民間が実施することは、法的に制限されているというのも、見ようによっては、全部制限されているようにも読めるような法律があるわけです。社会教育法というのも、市町村が行うと書いてあるので、原則行うみたいなことをいえば、制限されていると読める、こういうことなのです。なので、禁止されているぐらいのイメージで捉えないと、ちょっとでも制限があればやらなくてもいいという逆に解釈されてしまう。これは例外規程の書き方自体の問題でもあったのですけれども、そのへんがしっかりと伝わる必要があるという感じはいたします。

それでは、ちょっと時間が大分なくなってきましたので、論点3、論点4ですね。論点3は、先ほど論点2の中でも結構出てきたというので、論点3と論点4について、ちょっと一括して、御質問、御意見があればどうぞ。

○小幡委員 3と4というのは、連続というか、一体だと思って見ていたのですが、先ほどの話にも絡みますが、参考事例で、既にやっている事例でこうやっているとしたほうがとつきやすいというのと、ここでも結局同じ話なので、具体的に数字をどう提示していくかというのが一番困るところだと思うので、参考事例は非常に大事だと思います。

そうすると、結局論点4のところのその数字というのは、自治体は特に住民説明、議会説明というところで、必ず必要とされているので、そこでいろいろ外野からこれでよかったのかなどと言われるリスクがあるので、ある意味では慎重になるということがあるので、こういう形の数字で示していったらクリアできるという、そこを示してあげると、良いと思います。自分のところもやれるのではないかというインセンティブになるのではないかと思います。そういう意味で、事業分野ごとにうまく提示できれば、一番よいのではないかと思います。やり方については、私は、専門ではないので、この程度の感想です。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰専門委員 別に自分が聞いたわけではないですが、この点については、あっさり申し上げます。

まず適切なPFI/PPP手法を選択する段階では、多分大概アドバイザーがついています。だから、いろんな参考事例などというのは、アドバイザーがどっさり持っておられるのではないかと思います。

○根本部会長 ただ、今回とは限らないのです。簡易な検討になるので、職員ができるようにという配慮です。

○北詰専門委員 そういう意味なのですね。

そうしたら、参考事例の束を持っておることでもいいと思うのですが、どちらかという、特徴のほうはむしろ大事で、それぞれの方法のメリット、デメリットみたいなものが、明確に示されていないと、事例だけだとすると、いわゆるあそこで成功したことは、こちらで借りてきても、絶対成功しませんという、いわゆるまちづくり事例のケースと同じことが起こってしまいますということだけです。

論点4は、小幡委員がおっしゃったとおりなのですが、最初はこういうところのガイドライン等で示されたとおりで計算したら、こうなりましたで通ってしまうと思うのですが、その後です。実際にやり始めて、終わったら、その数字と違ったといったときの説明が同様に求められるのですが、そのときに、余りに簡単に、要するにエクセルに表を入れたら、ぱっと出てくるという、言ってみれば、中身をブラックボックスにした計算手法をやっていると、今度、そちらの説明ができなくなってしまうので、そこについては、余りに簡単にしすぎると、困ったことになるのではないかとということだけでございます。ちょっと趣旨と反するかもしれませんが、そのメカニズムについては、余りさばらないで、ちゃんと書いておいたほうがいだろうという趣旨です。

以上です。

○下長専門委員 私も論点4は、少し意見を言いたいところですが、今回の優先的検討の大

きな趣旨は非常にいいのですが、課題があると思っているのが論点4のところです。簡易な検討とは、いわゆるコンサルタントを入れずに庁内でする簡易な検討という趣旨だと理解していただいて、その段階で、今、北詰先生から意見もあったのですが、余りに安易に数値をつくってしまうと、以後の詳細検討だとか、逆に実施の段階の縛りになるので、自治体さんとしては、困るというのが実情だと思います。

一旦何億円で、何パーセントくらいVFMが出そうだというのを、簡易検討で行った途端に、その数字が制約条件になってしまうということと、数字が出てしまうと、何故そんな数字になったのかという説明責任が伴ってしまい非常に重たい検討になってしまうというところが課題だと考えます。定量的なVFMの検討を求めると、簡易な検討といいながら、簡易でなくて、重い検討にどうしてもならざるを得ないのかと思います。

ということで、この簡易な検討の段階では、数字を出すということをしてできれば選択できるようにして、今回の事業は次の詳細検討に進むことが有望か否かを定性的な観点でまとめていただくことで十分ではないかと考えます。PPP/PFIを導入することによって、コストが下げられる、あるいは収入が増える、定性的なサービス水準が上がるといったことが考えられるかどうかというところを検討いただき、一定の説明責任が果たせる合理的な説明をつくっていただいで判断することで良いと考えます。

○横山専門委員 私からは2点申し上げたいと思います。

まず1つは、先ほど根本先生が外郭団体について指摘されましたが、私もこれについて問題意識を持っておりまして、今までの行政改革の中で、いわゆる民営化ということが行われてきたときに、100%出資の地方自治体がつくった財団とかに出すということが結構行われてきました。あるいは、社会福祉協議会等に、幼稚園等を委ねるというようなことも、それをもって民営化だということが結構あったわけですが、それは本当の意味では、民間活力の導入ではないと思うのです。ですから、本当の意味で民間企業と外郭団体が受けた場合と、どれだけ違ってくるのか。これを地方自治体に言うのは厳しいところはあるかもしれませんが、そういう本当のメリットというものをきちんと出していく必要があるのではないかと思います。

数値なのですけれども、この導入の段階においては、ある程度致し方ないと思うのですけれども、これは私の中でも1つの大きな研究テーマだと思っているのですが、評価の手法がまだ確立はされておきませんので、今まではどちらかというと、大ざっぱに言いますと、コストカットの視点が非常に大きいと思うのです。これからは、むしろプラス面である入りの発想の効果ということを数値的にできないかと思っておるわけでありまして。

議会や住民に対しての説明も、これだけコストカットできますということよりも、これだけPPPでつくったら、これだけ税収が上がるとか、そういうプラスの発想という評価が大事になってくるのではないかと。そんな観点を思っておるところでございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

定量的な評価をすることの簡易か、詳細か、いずれにしても、何らかの仮定をおいて、

計算するということの弱点という話が論点になりましたけれども、先ほど下長専門委員からお話が出たことで、評価をしないでというのは、今、指針はお手元におありですか。参考資料2-2です。

先ほどのフローチャートでもいいのですが、評価を経ずに行うということができるようになっていて、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められた場合は、簡易な検討及び詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとするを書いてあるので、逃げ道というよりも、これが最初に出てくるので、これでできるといった上で、これでできない場合は検討してくださいという指針の立てつけになっているので、既に現状でも十分に、曖昧な数字を使うよりは、定性的にやるということができるようになってはいるはずなのです。

ただ、そういうふうに一般的に理解されていないのだらうと思いましたので、その辺は説明会等でも、しっかりと説明をしていくというプロセスは必要と思います。数字を出すと、何となく合理的な説明をしたつもりになるのだけれども、反対する側からすると、数字の一つ一つを批判していけば、これは容易にできることなのです。確実なものというのは、世の中にはないので、そうすると、それによって、時間もかかるし、結果的に明らかにできるとはいえないからやめましたみたいなことが成立するというのは、一番よくないので、ほかでやっているから、うちでもできますということが、むしろ推進する側の現場を応援することにはなるという感じはします。

それでは、最後です。論点5と論点6で、ちょっと違いますけれども、この2つをまとめて御質問、御意見があれば、どうぞ。

○小幡委員 コンセッションはさらに難しいと思われて、ハードルが高そうだというイメージがあります。ただ、PFIとしては、せっかくなつく新しい制度なので、できるだけ進めていただきたいということで、これがあるのだらうと思います。

過去の参考事例といっても、空港とか、わずかな道路とか、もちろん水道も下水道も少しずついろいろ進めようといっているところなのですが、いずれもまだ検討段階のものばかりなので、そういう意味では、かなり野心的なとか、自信のあるところでないという実態はここにあるかと思うのですが、ただ、自治体にも非常に検討が進んでいるところも中にはあるので、その後押しという形で、ここもせっかくなので、含めておくということだと思います。

参考となる事例は余りないので、今、各省で検討を進めてくださっているのを示しながらということですね。

○根本部会長 PDCAについて、お願いします。

○小幡委員 これは、チェックして、適しないとしたものを公表するという話なのですが、第三者機関のチェックというのは、どういうことを想定するのですか。

○森企画官 「これは適しません」ということで、理由も書いて、一応公表はするのですが、本当にそうなのかというところを、第三者の目を見て、本当にそうなのかとい

うところを確認といえますか、チェックをしていただくということを想定しているところ  
でございます。

○小幡委員 自治体の中にそういう機関をつくってもらうという意味ですか。

○森企画官 そうです。

○横山専門委員 既存の行政評価委員会があります。

○小幡委員 そうですね。既存のところに加えてもらうという、そういうイメージであれば、可能ですね。

○根本部会長 どうぞ。

○北詰専門委員 論点5については、特に小さな自治体では、20万以上でしょうけれども、  
収益施設や収益事業に対する、本当の意味での関心がそれほどないというのが現実だと思  
います。収益施設だとか、そういうものを混ぜれば、おもしろいことが起こるというこ  
とぐらいは、皆さん、わかっているわけですが、実際に始めたら、その方々が勝手に  
やっていただければ、利益があつたら万々歳、なかったら以上、終了というぐらいの距離  
感を持った立ち位置でやっておられる方が多いと思いますので、できれば自治体職員も自  
分のこととして考えていただけるぐらいの距離感で、収益型事業を捉えていただけるよう  
な工夫がいると思っています。

一番王道は、例えばそういう民間からの途中採用みたいな形で、かなり民間にコンセッ  
ションのマインドを持っている人を職員にするぐらいまで、本当はやってみたいところな  
のですけれども、そこまで具体的なイメージがないにしても、経営だとか、収益だとかと  
いうことに関して、法的な側面をちゃんと維持しつつ、そういうマインドを持つような人  
材交流みたいなもの、あるいは人材育成みたいなものがないと、意識から変わらないと、  
形としてやり始めても、なかなかうまくいかないと思っています。そういう意味では、長  
い目で本当は見たほうがいいものだと思います。内閣府としては、どんどん短期的に  
進めていきたい部分なのでしょうけれども、現実はそのなかのほうだと思います。そう  
いう意味では、実際に策定に向けた考え方はこういうことで、私はいいと思うのですけれ  
ども、後のいろんなチェック、フォローアップをするに当たっては、むしろ気長に考えた  
ほうがいいと思っています。

PDCAサイクルについては、第三者機関がやって、それでもし判断が違ってきた場合はど  
うするのかということについて、もう少し具体的に示しておいたほうがいいのかと思っ  
ています。

以上です。

○下長専門委員 論点5のところも、優先的検討というテーマの中で、簡易な段階でどこ  
まで収益のところを評価するのかということ非常に興味深い論点だと思います。サービ  
ス購入型の事業であれば、コスト面の検討になると思うのですが、収益事業になると、収  
入を含めた収益自体を評価しないといけないということで、高度なテーマになると思いま  
す。

簡易検討の段階では、説明しやすいコスト面での検討に重視を置いて、民間が行えば収入が上がるかということを簡単に語らないほうがいいというのが私の意見です。収入面はPPP/PFIでも従来とイコールとして、うまくいって増加すればいいというぐらいが、簡易な検討の段階では、安全な考え方だと思います。

次の詳細な検討の段階になれば、当該事業の中で収益を生むものをどう立てつけるのか、あるいは土地や空間を民間に貸すこと等のディテールの設計も必要になってくると思いますので、そこはじっくり我々みたいなコンサルタントを使うなりして、収入面も検討していただいたほうがいいのではないかとというのが私の意見でございます。

○横山専門委員 私からそれぞれ1点ずつ申し上げたいと思います。

コンセッションにつきましては、先ほど小幡先生がおっしゃったように、自治体の現場としては、非常にハードルが高いです。私も某自治体で上下水道の委員とかも拝命していますけれども、コンセッションを導入するなどということは、議論に上がったことはないです。

この点については、県の担当課が主導して、市町村に集まっていただいて、コンセッションとは何かということ、これは逆に縦割りといいますか、専門部署において、勉強会を開いて進めていくという具体的な手法がいいのではないかと思います。

論点6のPDCAにつきましては、評価の問題だと思います。先ほどから議論に出ていますように、行政評価、あるいは政策評価というのは、各自治体で必ず行われているわけです。そこに行政評価委員会もあるわけです。

ところが、今の既存の行政評価の指標なり、項目には、そこにPPP等について、評価する項目は、まずないと思います。これは、何年間に一度必ず改定していきますし、私も幾つかの自治体で委員を拝命していますから、これから私が関わっているところについては、政策評価の中に、PPPをどう評価していくのか、その事業について、PPPを導入してどうだったのかということ、必ず盛り込んでいきたいと思っています。

○根本部会長 ありがとうございます。

論点5に関しては、運営権対価がプラスにならないとやってはいけないという誤解があって、これが結構大きいです。もうかるものはないというところで、一刀両断するのですが、親委員会でも議論したとおり、運営権対価がマイナスになっても構わない。早目に損切りをして、将来の負の収入というものを、赤字を早目にしないような状態にして、リスタートするという自治体経営を非常に健全化、ある意味事業再生みたいなことができるので、むしろ地方の小さい自治体のほうが有効なのだというメッセージが全く出ていないのです。それは親委員会の委員の責任でもあって、いろんな機会で言うようにはしているのですが、そうすると、目の見開き方が変わってくるというところはあります。親委員会でも議論をできればと思います。

論点6は、自治体内の第三者機関が本当に第三者かというのがあって、内閣府のホームページに、結果の一覧をリンクさせるみたいなことをやるというのがいいと思います。し

よせん自治体の中でしかわからないというのだと、地域の論理がまかり通ってしまう。これは全国に開示しますと、できないとした理由が国民にわかってしまいますと、ローカルな考え方でしか書いていなければ、それは恥ずかしいですという、ピュアプレッシャーを与えるというのがすごく大事です。恥ずかしくなってしまうということです。こんなことを書いたら恥ずかしいという、そういうところがすごくインセンティブになると思っています。

その他、各委員さんからいろんな御意見をいただきましたので、事務局で取りまとめて、次回までにこういう形でしますということを、方針を決めて、次回、御説明ください。

論点1から論点6までありましたが、どなたからでも結構ですけれども、ほかにこんな論点をしっかり掲げたほうがいいのではないかというのがありますか。大体この中に入ればという感じではありますけれども、全体的な啓発の話というのを改めてやったほうがいいですね。この部会というよりは、親委員会の仕事なのですが、ちょっとした誤解に基づいてというか、意図せざる誤解と意図する誤解と両方あるわけですけれども、そこは地道に啓発していくという、国民のために行うという我々の立ち位置をしっかりと確認することとはすごく大事だし、利害関係者が反対をするわけですが、納税者は必ず賛成してくれるはずなので、そういう意味で、しっかりと情報が伝わるようにしていくことの重要性というのが、各論点に共通しているのだらうと思いますから、それもこの会でも、引き続き議論をできればと思いますが、親委員会にもしっかりと提起していきたいと思えます。

それでは、もう一つ、配付資料、先ほど御紹介しました、調査票の話がありますので、これを御説明ください。

○森企画官 それでは、まず調査票の前に、資料1の「4. 策定状況等のフォローアップについて」というところを、ごく簡単に御説明をさせていただきます。

資料は一番最後の22ページになるのですけれども、こちらは優先的検討規程の策定の有無の中間のフォローアップと最終のフォローアップということをする予定であります。

中間フォローアップにつきましては、本日、調査票も説明させていただいて、早々にアンケートを出させていただきまして、その後、イメージを真ん中に表で書かせていただいていますけれども、どこどこでは策定をしましたですとか、策定の見込みですと、見込みであれば、こういった時期ですということの見える化をするということを考えております。

さらに策定の課題というものをアンケートで聞きまして、既に策定が終わった自治体に対しては、課題にどうやって対応したかということもあわせて聞きまして、そういったところもこういうふうに対応しましたというところもあわせて紹介をして、100%の策定を目指して、我々もやっていきたいと思っております。

一番下には、これは必要に応じてというところなのですけれども、こういったフォローアップの調査結果を踏まえた上で、各省庁ですとか、地方公共団体に策定状況とか、策定に係る課題について、必要に応じて、部会でヒアリングを行うということも考えていき

いと思っております。

資料の説明は以上でございまして、その次にアンケートの具体的な内容について、説明をさせていただきたいと思っております。

○阪口参事官補佐 席上配付資料をごらんください。クリップどめして、2つ、席上配付資料としてあるのですけれども、1つ目が地方公共団体向けということで、もう一つが国も優先的検討規程を策定するというので、省庁向けの2つが小さいクリップでとめられています。

まずは地方公共団体向けの調査票から、御説明させていただきます。

今回の地方公共団体、20万人以上だけではなく、全自治体にアンケートをする予定ですので、全地方公共団体が対象となります。年に一度、前年度のPPP/PFIの実施状況というのでも、あわせて確認することとしておりますので、まずは前段に、問2、問3というところで、PPP/PFI事業の実施状況ということで、PFIであれば、その方式みたいなものも書いていただくようなことにさせていただいております。

(2) PFI法に基づかずに実施された事業ということで、PPP事業ということで、⑨番から⑩まで、例えば⑮番の指定管理者制度みたいなところも、実際に民間企業等が受けているものでしたり、利用料金制を採用しているところもあわせて、どこまで確認できるかわかりませんが、こういった形で回答していただくということで、考えております。

問3に移りますと、実際に10億、1億、今回の優先検討の仕組みの中で、対象事業としておりますが、実際に自治体において、そういった事業はどのくらいあるのかというのを、あらかじめ確認したいと考えてございまして、今後、5年間ないしさらに5年間の中で、どのくらい事業が出てくるかということ把握したという意味で、今回、こういう問いを追加させていただいております。

続きまして、優先的検討規程関連ということで、問4から策定の有無、策定した場合はその内容をということと、策定中、策定予定の場合は、いつまでに策定するのかということをお答えしていただこうと考えております。また、策定しない場合、その理由ということも問4-3で確認することにしております。

問4-5で、優先的検討規程を策定に当たって、もともとPFIの指針ですとか、指定管理の指針ですとか、色々と既存の指針等を持たれている場合がございますので、それとどう関連してつくられるのか、結構説明会の中では、公共施設と総合管理計画とどうやって関連して策定するかが課題ですと答えていらっしゃる地方自治体さんがいらっしゃったので、そういうところもあわせて確認したいということで、そういう問いを入れております。

問4-6、問4-7、問4-8というところは、策定済みのところに対して聞くということで、今後、策定される自治体がふえてくるということで、これは経年としていきたいと思っておりますが、3つの要件として定めている明確な対象事業について、優先的に検討を行うこと。あと、客観的な基準により、判断すること。適しないと判断した場合は、その評価内容を公表することということ、3つ、求められているという形で手引の中では

書かせていただいたのですが、その策定、規程の状況というのを確認して、それぞれ問4-7、問4-8、問4-9、問4-10ということで、追加で中身について、確認をさせていただきます。

その問4-10、公表の仕組みのところではあるのですけれども、策定の手引の中でも、一個一個の事業ではなく、複数の事業をまとめて公表していただくことでも構わないということを書かせていただいていますので、規程はつくって、公表の運用をどうされていくのかということも確認できるように、ドロップダウンではありますけれども、ア～オという形で、どういう形で公表を予定されているのを確認しようということにしております。

問4-11、問4-12というのは、それぞれ優先的検討規程を策定する上での課題は何でいたかというのは、問4-11で、問4-12がきょうも御議論いただきましたが、運用する上での課題として、感じる場所はどこですかということ、今回の運用の手引を示す中で、こういった意見もあわせて反映していければということで、考えています。

ページをおめくりいただきまして、問5で、10ページ目です。PPP/PFI手法の導入を検討する上での庁内体制についてということで、今後、庁内体制の考え方を示す上で、いろいろな庁内体制があると思っておりますので、こういった形でやられているのかということ、下の表の中で書かせていただいております。11ページにも書かせていただいているということです。

問6ということで、実際にどう運用されていくかということで、策定の手引ができて、実際に網に事業がかかってきたところの内容を想定しているのですが、10億円のうち、どのくらいの案件が簡易評価で落ちたのか、もしくは詳細な検討で落ちたのかみたいなのがわかるようなものをつけさせていただきます。

今回、全自治体が対象ということで、問7に20万未満の地方公共団体についての問い立てをしております、20万人未満の地方公共団体のPPP/PFIを推進する上での課題というものを確認するような調査票にしております。

13ページ以降は、ほかの施策のところですが、地域プラットフォームの組成状況ということで、問8で確認させていただいております、ページをおめくりいただきまして、問9で、民間提案というところの実際のそういった体制を持っているのか、受け入れた実績を確認させていただくということにしております。

以上が地方公共団体向けの調査票になります。

続きまして、省庁向けということで、これも同じスケジュールで調査ができればと考えております。

立てつけは、地方公共団体版と同じでして、まずはPPP/PFI事業の実施状況、平成27年度のを聞くというのが前段にございまして、その後は、優先的検討規程の策定状況ということを確認しております。

ページを先にいきまして、7ページの間4ということを追加しております。冒頭に説明がございましたけれども、優先的検討指針においては、各事業所間省庁は、ガイドライン

を策定することができるとなっておりますので、そのガイドラインの策定の見込みということを確認するというので、問4、問4-1、問4-2、問4-3、問4-4を追加させていただいているということになります。

駆け足ではありましたが、調査票の説明は以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、フォローアップの内容についてと調査票について、御質問、御意見をお出しください。

どうぞ。

○北詰専門委員 国のやることとして考えたときに、各自治体がつくられる規程に、地域の特色が反映されることにどこまで関心を持つかというのが知りたいのですけれども、それぞれの地域で頑張ってやってください、規程はガイドラインに沿って、金太郎あめのようにつくってください、普及率さえ上がれば、国としてはいいですという話になるのが、それぞれの地域性を反映して、例えば寺院が強い地域だとか、施設をやるときに、いろんな条件が違うところで、工夫した技術を用いれば、バリュー・フォー・マネーが高い地域であるとか、いろんな地域の特徴があると思うのですけれども、そういったものに対して、どこまで関心を持つかということを確認しておきたい。

もし関心を持つとしたら、何か課題を聞いているところがいっぱいありますね。そこにむしろポジティブな表現で、自分たちの特徴から工夫したところはありませんかとか、ほかの自治体にもアピールしたい点はありませんかみたいな聞き方をしたら、フォローアップというのは、本来はそちらのほうのはずだと思うので、ある程度グッドプラクティクス的に使えるようなフォローアップの反映の仕方として、もし使えればいいと思いました。

○根本部会長 先に御意見等をいただいておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○小幡委員 これはいつまでにですか。全自治体ですか。返ってきたものを、ここの調査の結果としてこちらが反映するのですか。時間的にどうなっていますか。

○森企画官 本日御議論いただいた上で、速やかに、例えば来週とかにも調査票を出ささせていただいて、20日ぐらいで回収をさせていただいて、次回は、速報といった形で出せば出させていただいて、ちゃんとした分析を行った上で出させていただくのが、恐らく第3回目になると思います。その上で、公表という形のスケジュールを考えております。

○小幡委員 そうですね。せっかくやるのだから、反映する方がよいと思ったのですが、自治体の方で返答するには、ある程度時間がかかると思うので、集まって集計するのは、結構大変ですが、そこは急いで返してもらえないということですね。わかりました。

○根本部会長 何かございますか。

どうぞ。

○下長専門委員 アンケートの中で、国で、各省庁でガイドラインをつくっていただくという話があったのですが、質問させていただきます。ガイドライン自体は、内閣府で平仄

を整えたりとか、何らかの御意見を出すとかは、特段されないのですか。

○森企画官 今のところは、そこまでは考えていなかったところです。

○下長専門委員 気になるのが、実際にガイドラインを国が出されると、自治体にとって非常によいガイドにもなるのだけれども、逆に制約にもなると思っています。書いているからこうやらなければいけないという感じになるので、余り重厚過ぎるとガイドよりも制約のほうが大きくなるのかと思いますので、そのあたりの柔軟性を保っていただいた方がよいというのが意見でございます。

○根本部会長 横山委員、何かありますか。

○横山専門委員 特にございません。地域プラットフォームについて訊いていただいてよかったと思っています。さらに参加団体を増やしていきたいと思っています。

○根本部会長 わかりました。

先ほど北詰専門委員からも出ましたけれども、国の関与の度合いですか、策定状況さえフォローしておけばよいのか、さらに踏み込んで、何らかのところまでいくのか、その辺はいかがですか。余り踏み込めないと思いつつ、単なる策定状況だけだと、策定しましたで終わるといふ、そこだけ見えても、余りしようがないということもあって、地域の特徴云々ももちろんあるのですけれども、形骸化しないものになっているかどうかみたいなチェックをどうやってかけるかですね。それは、次回までの宿題かもしれません。

どうしても国の、内閣府の立ち位置としては、ここが限界だと思うのですけれども、例えば先ほど各省のガイドラインというのが、ネガティブに働くリスクが結構あると思っていて、各省さんとしては、所管するものでしっかり政策があった上でのPPPだから、政策をしっかりと見てと、当たり前のことを言ったつもりが、そちらを優先してしまって、原則PPPはやりたくないみたいな感じに使われてしまう。誰もそういう意図で言っていないのに、使うほうが勝手にそう受け取ってしまうということが、山ほどあるので、そこは各省のガイドラインを各省に任せるのではなくて、内閣府として、ベクトルをそろえるという作業はしないといけないと思います。

○村田参事官 その点は、ヒアリングをこの場でしていただくと思っていまして、その一番下に書いてある、策定状況のフォローアップと書いてあるのですけれども、ぜひ目を光らせていただきたいと思っております。

○根本部会長 わかりました。よろしいですか。

○阪口参事官補佐 はい。

○根本部会長 アンケートの調査票のほうは、一見すると、これは答えてくれるのかというぐらい、心配になるぐらいの豊富なものですが、今までの経験から、ちゃんと答えてくれるのですね。すばらしい日本の公務員は、立派だと思います。

ちょっと時間的にはどうですか。内容として、特に大規模な自治体は、1つの部署で埋めきれないので、どうですか。半月ぐらいで埋まるものなのですか。特に数字のところです。正確性を重視するのか、迅速性を重視するのかというところの判断もあると思うので、

担当が知っている範囲で書くとなると、本来いっぱいあるのに、少ししか出てこなかったりすると、また問題だろうと思いますから、その辺は少しお考えいただけます。

調査票に関しては、やることも結構だし、内容については、事務局に任せるということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○根本部会長 それでは、調査票についても、議論をしたという形です。

それでは、最後にその他の報告事項がありますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○森企画官 それでは、この部会の審議内容ではないのですがけれども、せっかくの機会でございますので、3点ほど、御報告をさせていただければと思います。

資料は、参考資料のさらに下になっておりまして、報告資料1-1、報告資料1-2、報告資料2、報告資料3ということで、4種類の資料がございますので、こちらに沿って、説明をさせていただきたいと思います。

まずは報告の1つ目としましては、今、9月ということで、来年度予算要求と今回の28年度の2次補正ということで、その概要について、御説明させていただければと思います。

まず報告資料1-1が28年度の第2次補正予算というところでございます。

こちらは、国会の審議はまだですが、一応この内容で閣議決定をされたという段階でございます。いろいろ書いておりますけれども、要は28年度の2次補正ということで、今、我々はアクションプランで、28年度を期限としたの目標を掲げておりまして、その中で、コンセッション事業は空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件ということですが、この中で、まだ目標を達成していないのは、水道と下水道ということで、こちらを28年度中に推進したいということで、こちらの予算を組ませていただいたということでございます。

この中で、右側の事業イメージ・支援内容というところで、さらに真ん中の緑の箱で、共通とあるのですけれども、こちらは一応内閣府の予算ということで、導入可能性調査というところとデューディリジェンス、官民の役割分担の検討というところで、こちらで一応今のところ閣議決定では、約14億円ということで計上をさせていただいているというところでございます。対象が地方公共団体でございまして、主には上下水道のコンセッション事業を検討している地方公共団体ということでして、その中で、資産評価ですとか、官民の役割分担の検討といったことを中心に、計上をさせていただいているというところでございます。

さらに下に水道と下水道ということで、こちらはそれぞれ所管の省庁のものでございますけれども、水道については、さらに更新投資を計上したりとか、下水道につきましても、これについても、更新投資を計上しているというものでございます。

続きまして、報告資料1-2でございます。こちらは、内閣府PFI推進室の平成29年度予算要求の内容でございます。

3種類ありまして、1つ目が毎年の予算の概算要求ということで、PPP/PFIを推進するた

めのお金でございます。こちら、平成29年度の当初の要求につきましては、一番上に数字が書いてあるのですけれども、3億2,800万円を要求させていただいているというところでございます。前年度、28年度予算は、1億7,200万ということですので、約倍増で要求をさせていただいているというところでございます。

真ん中の財政投融资要求というのは、これは何かと申しますと、株式会社民間資金等活用事業推進機構というものがございまして、こちらはPFIの案件に支援をしている機構でございますけれども、こちらにつきましても、大体例年ベースの要求ということですが、一応枠として、あわせて660億円を要求しているというものでございます。

一番下の税制改正要望というところでございますけれども、こちらは「PFI推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設」とあるのですが、こちらの法人事業税を、銀行の最低資本金の額とみなす特例措置を要望するものということで、これは似たようなREVICという機構があるのですけれども、そこも同様の特例になっておりまして、改正案の要望をさせていただいているというものでございます。

報告資料1-1、報告資料1-2につきましては、以上でございます。

○阪口参事官補佐 報告資料2の御説明をさせていただきます。

その次の事業、水道事業における民間活用とイノベーションに関するシンポジウムということで、10月6日になるのですけれども、主催内閣府と日本政策投資銀行ということで、水道事業における民間活用のイノベーションに関するシンポジウムということで、開催させていただきます。

水道のコンセッション方式を含めて進めていく中、フランスのリヨンから、リヨン市長をお招きしておりまして、リオン市におけるPPPの取り組みみたいなところを御説明していただくこととなっております。

ページをおめくりいただきまして、プログラムの内容が書いてあるのですが、フランスの地方公共団体におけるPPP・コンセッションということで、リヨン市長に基調講演をいただきまして、講演後、その後、リオン市の民間事業者、内閣府、政投銀、最後に実際にPPPで、日本の企業、海外の企業でもあるのですけれども、民間で活用することで、どんなイノベーションが生まれているかという事例を、アクセンチュアさんとか、IBMさんにお話をいただくということで考えております。こういったものを主催するというところで、現状、考えております。

○若菜参事官補佐 それでは、報告資料3をごらんください。

こちらは、国交省と内閣府の共管で実施しております、地方ブロックプラットフォームにつきましては、先週21日にプレス発表した資料でございます。

地方ブロックプラットフォームについて、少し補足しますと、内閣府、国交省、それぞれ自治体等を対象にした地域プラットフォーム形成の支援を、昨年度より行っておりますが、そういったものの優良事例ですとか、有益な情報共有、ノウハウの横展開ということを大きな目的としまして、全国9つのブロックにおいて、昨年度に設立したものでござい

まして、昨年度、産官学金の各構成員からなるコアメンバー会議というものを開催して、意見交換等を行ったところでございます。本年度におきましても、関東、北陸、中部を除く、6地域について、先般の8月から9月にかけて、コアメンバー会議、セミナー等を実施したところでございます。

今回は、資料にありますとおり、内容がPPP/PFIの推進に向けた首長意見交換会となっております。関東ブロックと中部ブロックにおきまして、来月21日、28日にそれぞれ開催されます。

詳しい内容につきましては、開いていただきまして、2ページ目、3ページ目に書いてございます。首長さん、国交省さん、有識者によるパネルディスカッションが主な内容でございますが、まちづくりにおける課題と官民連携の取り組み、これからの官民連携に期待することという、2つのテーマについて、意見交換を行います。

なお、3ページ目でございますが、関東ブロックでは、根本先生にコーディネーターをしていただくということになっております。

また、その他の6地域につきましても、同様の首長意見交換会を11月から2月にかけて、実施する予定になっております。

以上でございます。

○根本部会長 それでは、今の資料の御説明に対して、御質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、全体を通じて、何か御意見等がありましたら、どうぞ。もうちょっと時間がありますので、言い忘れたというのでもいいです。

どうぞ。

○横山専門委員 先ほどの調査票のところでは言いそびれたのですが、金融機関等が積極的でないという質問項目があったと思うのですけれども、金融機関に対しては、内閣府さんから何かPPPを促すような通知か何かを出されているのですか。

○直原企画官 一般的なこととして言いますと、日本政策投資銀行さんが各全国の地銀さんを集めて、定期的に情報交換したりとかしております。全国の地銀の中でも、これはやるべきことだと思われるところもありますし、まだ動きがないところもあって、まだばらつきはあるのですが、最近、全体的には底上げがなされているという状況があります。

○横山専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○根本部会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

○森企画官

今回は、先ほどの資料のとおり、10月27日木曜日の10時からということで、開催をさせていただきたいと思っております。

本日、非常に貴重な御意見をたくさんいただきましたので、本日の御議論を踏まえま

て、優先的検討としての運用の手引の骨子というところまで、一応お示しできればと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○根本部会長

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。熱心な御議論をどうもありがとうございました。